

補助金等取扱基準

補助金等の名称	野鼠駆除事業補助金
補助事業等の 目標	野鼠による農作物への被害を防止するため
補助事業等の 対象者	信州諏訪農業協同組合
補助対象経費	諏訪市内の野鼠駆除事業に要する経費
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	<p>予算の範囲内 野鼠駆除事業に要する経費の 1 / 2</p> <p>【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】</p>
補助事業等の 評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開始時期	平成 2 4 年 6 月 1 日
補助事業等の 終了時期	<p>平成 年 月 日</p> <p>【終期が 3 年を超える場合の理由】</p> <p>野鼠による農作物への被害を防止するため、継続が必要。</p>
情報の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係